

平成28年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成28年12月6日（火曜日）第2号

開会宣告

開議宣告

議案第 3号 砂川市がん対策推進条例の制定について

議案第 4号 砂川市農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 増山裕司君

委員 増井浩一君

中道博武君

武田圭介君

辻 勲君

沢田広志君

副委員長 武田真君

委員 多比良和伸君

佐々木政幸君

水島美喜子君

北谷文夫君

小黒弘君

（議長 飯澤明彦）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文
砂川市監査委員 栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 角丸誠一
総務部長 熊崎一弘
兼会計管理
総務課長 安田貢
総務課副審議監 山形貢
市長公室課長 安原雄二
市長公室課副審議監 島山秀樹
政策調整課長 井上守一
税務課長 為国修
会計課長 川端幸人
市民部長 中村一人
市民生活課長 東正人
社会福祉課長 近藤恭史
兼子ども通園センター所長
介護福祉課長 吉川美幸
兼ふれあいセンター所長
ふれあいセンター副審議監 松原明美
経済部長 福士勇治
商工労働観光課長 山下克己
農政課長 小林哲也
建設部長 湯浅克己
土木課長 荒木政宏
建築住宅課長 金丸秀樹
建築住宅課副審議監 洪谷正人
病院事務局長 氏家実
病院事務局審議監 朝日紀博
兼医事課長
管理課長 山川和弘
管理課技術長 大内文雄
経営企画課長 渋谷彦彦

- | | |
|--------------|------|
| 地域医療連携課長 | 山田基 |
| 附属看護専門学校副審議監 | 細川仁 |
| 研修管理室副審議監 | 森田康晴 |
3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|-------------|-------|
| 教 育 長 | 高橋 豊 |
| 教 育 次 長 | 河原 希之 |
| 兼スポーツ振興課長 | |
| 社 会 教 育 課 長 | 今崎大三 |
| 兼 公 民 館 長 | |
| 兼 函 書 館 長 | |
| 給食センター所長 | 橘 加奈子 |
4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|-------------|------|
| 監 査 事 務 局 長 | 堀田一茂 |
|-------------|------|
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|--------------|------|
| 選挙管理委員会事務局長 | 熊崎一弘 |
| 選挙管理委員会事務局次長 | 安田 貢 |
6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|---------------------|------|
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 福士勇治 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 | 小林哲也 |
7. 本議会の事務に従事する者
- | | |
|-----------|--------|
| 事 務 局 長 | 峯田和興 |
| 事 務 局 次 長 | 佐々木 純人 |
| 事 務 局 主 幹 | 山崎敏彦 |
| 事 務 局 係 長 | 渡部秀樹 |

開議 午前 9時56分

◎開会宣告

○委員長 増山裕司君 おはようございます。ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

ここでお諮りします。本日の委員会に池内淳治氏ほか1名から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時57分

◎開議宣告

○委員長 増山裕司君 直ちに議事に入ります。

○委員長 増山裕司君 前日に引き続いて予算先議議案の審査を続けます。

議案第4号 砂川市農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 農業委員会の定数の関係ですけれども、これも以前から農業委員会制度が変わったということで議論がされるというお話だったのですが、今回定数14が13になったということでありますけれども、この人数の削減幅とかというのは一体どういようなことが考慮されて今回13人ということが決定されたのかというのを詳細に教えてくださいたいと思います。

○委員長 増山裕司君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 今回の農業委員会法の改正によりまして、農業委員の選出方法が現行の選挙による委員、それと団体推薦による委員とされていたものが全ての農業委員につきまして市町村議会の同意を要件とする市長の任命制に変更されております。このような中、来年が農業委員の改選期に当たりますのを機に、農業委員の定数については農業委員みずからが考えるべき事項との認識から、農業委員会により委員定数の見直し検討をしてきたところでございます。

まず初めに、これまでの農業委員定数の経過についてご説明申し上げますと、昭和56年にそれまで16人だった委員を17人、1人増員しております。その後は、平成14年

に2人削減しまして15人、平成17年度に1人削減しまして14人というふうになっております。検討につきましては、まずは農業委員定数と農家戸数についてでございます。平成17年から14人というふうになっておりますけれども、平成17年度の農家戸数というのが302戸になります。農業委員1人当たりの担当農家戸数というのが21.6戸。現在平成17年から見ますと44戸の農家数が減少しております、現在の農家戸数が258戸になります。これを現在の委員定数で考えますと、委員1人当たりの担当農家戸数が18.4戸というふうになります。平成17年度当初の21.6戸を維持するということになれば、現在の農家戸数から考えまして農業委員定数は12名でいいということになります。次に、中空知管内の市町村の農業委員定数の状況についても調べて検討しております。4市3町の農業委員1人当たりの担当農家戸数になります。これが一番少なくて赤平市の11.8戸、一番多いのが滝川市で29.2戸というふうになります。4市3町の平均は21.9戸、先ほど申し上げました平成17年度当時の砂川市の担当戸数が21.6戸ですので、似たような数字にはなっているのかなというふうに感じております。

そのほか、1つ他市町と大きな違いがありまして、現在の推薦枠でございます。団体からの推薦は、農協、土地改良区、農業共済組合、それと議会からの推薦を受けております。他市町の状況を見ますと、農協、改良区、農業共済組合からは各1名ずつの推薦を受けております。これは、どこの市町も変わりません。ただ、議会推薦におきましては、砂川市は現在2名の推薦を受けておりますけれども、ほかの6市町は1名の推薦でございます。一つの考え方としまして、法改正によりましてこれからは委員の推薦というのはあらゆる団体から受け付けることとなりますけれども、任命の要件としまして市町村議会の同意を得て任命するという要件があります。そういうことから、今後議会からの推薦というのはなじまないというふうに農水省の見解が出ております。そのことから他市町村は、考え方なのですけれども、今の議会推薦の枠を今後新たに設けなければならない利害関係のない者を選ばなければならないというふうになっておりますので、議会推薦の枠を利害関係のない者に持っていくということで考えている市町村が多くあります。そういう考えの中からいきますと、砂川市は議会推薦で2人枠がありますので、一つの枠を利害関係のない者に当てたととしても、1名の減ができるのではないかとという一つの検討をしております。

次に、担い手への農地の集積や耕作放棄地の発生防止など、実際に農業委員が円滑に活動するためには一体何人の農業委員さんが必要かということも検討しております。これにつきましては、各地域の農家戸数、農地面積、それらを農業委員1人当たりが担当する農地の面積、担当農家戸数等を考慮しまして検討しました。その結果は、地域を大きく4つに分けて、富平、空知太地区で2人、北光、袋地、焼山、一の沢地区で4人、市街、吉野、うずら、宮城の沢地区で2人、東、西豊沼で4人、合計12名という検討結果になったところでございます。

ここで法改正によりまして、先ほどもお話ししましたけれども、委員選任の要件としま

して農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと法で規定されておりますので、ここにつきまして農業について利害関係のない方、言いかえれば農業について余り知識のない方を入れなければならないということ、その方が地域にすぐ入って、農地の集積だとか農地売買についての話し合いや交渉、そういうことに入って積極的に活動していただかなければならないのですけれども、それらの業務が果たしてできるのかという、そういうこともいろいろ農業委員さんからの意見としてございました。そういう意見の中から、実際に必要な農業委員の人数というのを12名にして、プラス利害関係のない者を1名、合計で13名という考え方もあるのではないかと。

いろいろとお話ししましたけれども、以上のようなことを踏まえまして農業委員定数を総合的に判断した結果、13人が適切ではないかということになりまして、9月30日、渡邊農業委員会会長から市長のほうに意見書が提出されたものでございます。その後この意見を検討するために砂川市農業振興協議会に諮りまして、委員定数について13人とすること、ことに異論がない旨の答申がありましたことから、今回の委員定数13人とする条例改正案を提出させていただいたところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今詳細に語っていただきまして、ありがとうございます。ちょっと確認をしたいのですけれども、農業委員の皆さんの場合には地区担任制みたいなものがあるかどうかということなのです。というのは、先ほどから割合の話が出てきているのですが、我々議員も明確な基準はないのですけれども、大体1,000人に1人とか、それはそうやって言われているのは何の根拠もなく、そういうふうであれば市民の皆さんの声を多く拾えるのではないかということとやっているのですけれども、農業委員さんの場合は、先ほどある程度の比率的なものが出てきたのですが、繰り返しになりますけれども、実際に地区担当の農業委員さんがいて、地区から選出されている方がいるのは承知してはいますが、そういう地区担任制みたいなものがあるからこそ、こういうような基準で算出されていくというようなことでよろしいのですか。

○委員長 増山裕司君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 地区担当という、便宜上といいますか、もちろん地域の農地のこと、農家のことをよく知っている方がその担当になるというのがベストだというふうに考えておりますけれども、一概にこの地区に1人いなければならないということはありません。ただ、農業委員さん全体で何人、これからは13人ということになるかと思っておりますけれども、その中で担当地区というのはそれぞれ決めて活動していただいております。

また、農家人口何人に1人というふうな規定はございませんけれども、今回新設されます農地最適化推進委員というのがございます。これは、国のほうで100ヘクタールに1人を上限として農地最適化推進委員を置くことができるというふうに規定されております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これを最後の質疑にしますけれども、そうすると一応地区の担当みたいなものは内部で役割分担があるのかもしれませんが、あくまでもここに出ているのは総農家戸数とか農地面積の中から単純に定数で割って、1人当たりこれぐらいになりますということで、職責の重さ的なものからすれば皆さんが全ての砂川市の農業政策にかかわっていくということは、それはもう当たり前のこととして間違いないという理解でよろしいのかの確認だけをして終わります。

○委員長 増山裕司君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 検討の中では4つに地区割りをしたりだとか、いろいろしましたけれども、これにつきましては農業委員さんが決まった段階でそれぞれ地域に入っただく担当を決めるということで、選ぶに当たって、この地区から、例えば先ほどの富平、空知太地区からは担当2人というふうにお話ししましたけれども、必ずその地域から2人を選ばなければならないということではございません。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、きのう総括質疑で論点が深まらなかった点について何点かお伺いしていきたいと思うのですが、まず算定の根拠ということで、13市の平均ということで6,000円という数字が出ているのですが、13市というのは恐らく全道各地の自治体なのですが、東西南北広い北海道のさまざまな経済構造あるいは人口等が異なる自治体が含まれていると思うのですが、そうした自治体の全体の平均をそういった形で出したという、その根拠といますか、理由といますか、例えばいろんな考え方がほかにもあると思うのですが、13市の平均ということで出したという、その考え方についてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 算定に当たって、今委員さんご指摘のとおり、きのうもご答弁申し上げましたが、現行の持ち家部分に係る住居手当を道内で現行制度を続けている市をもって現状といった中で、より適正な手当の額を算定いたしたいということで、13市をもってして平均額を6,000円ということで定めた次第であります。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 いろんな比較検討の仕方というのは行政ではいろいろやっていると思うのですけれども、例えば給与とか人事制度を比較検討するというのであれば、きのう私も少し触れましたけれども、類似団体とか、いろんな考え方がある。例えば同一経済圏に属する近隣市あるいは近隣自治体の平均の中で考えていくという考え方もあると思うのですけれども、そうした考え方を行わなかった理由は何かあるのかというのをちょっと伺いたいのですけれども。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 基本的に市単位というところの中で現行制度を継続している市をもってしての平均額というところでありまして、委員さんご指摘のところの類似団体というカテゴリーになりますと、道内の中でもある意味で正確な今回の算定に当たっての比較検討という形で適正な額となるかどうかという点で、現行の市の13市をもってして平均額を算定するのがより適正であろうと判断したところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 額の考え方というのはいろいろあると思うのですけれども、仮定の話で申しわけないですけれども、例えば制度をどんどん廃止して、支給している自治体が減っていくということになると平均額としてそれが正しいのかというのは今後別問題になっていくという可能性は恐らくあると思う。極論ですけれども、例えば支給している市が数市になったと、そしてその数市の平均額が仮に8,000円ということになったとしたら、平均額は8,000円でいいのですかという議論には恐らくならないと思うのです。そうしたときに考えられるのは、廃止している自治体がどうなのかという議論も必要になってきて、廃止した自治体の状況も含めた上でその手当が適正であるかどうかという議論になっていくと思うのです。そういう意味で、比較検討するというのであれば、制度を実施している、あるいは実施していない。実施している市町村がこれだけ支給しているのだから、この支給額が適正なのだという議論ではなくて、廃止している自治体の状況も含めて比較検討した上でこういったものを出していくというのが行政的な考え方ではないかなと私は考えているのですけれども、市の考えを改めてお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 昨日の総括質疑でも部長のほうからご答弁申し上げておりますとおり、当市における持ち家分の手当に関しましては市の独自住宅政策の一環であるとい

う経過、当該制度に関しまして国家公務員が支給される以前から当市においてはこの持ち家分の支給を定め、条例、予算案の議決をいただいているという経過がございます。そういった観点の中、今回についてもこの手当については存続させることが必要であろうという判断のもとに改正案を上程している次第でありまして、その結果現行の支給している市をもってしてその平均額が適正であろうということで改正案の内容を定めさせていただいたところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 なかなかそれはかみ合わない部分があるのですけれども、こういった制度を比較検討するに当たって、砂川市においてはあくまでも支給している団体の状況が前提であって、例えば類似団体あるいは近隣の自治体の状況を考慮しないでこういった制度を考えていくという考えであるということについては、そういう方針で今後も考えていくということを最後にこの支給の根拠についてお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 今回の改正案の作成に当たりまして、現行の継続が必要であろうという判断のもとにこういった算定をしております。今回については、こういったことで改正案の内容をお示ししているというところでご理解を賜りたいと存じます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 この論点については、わかりましたというか、平行線ということで、次の論点に行きたいと思うのですけれども、きのうの議論の中で独自の住宅政策あるいは固定資産税の増収効果ということでご答弁があったところなのですけれども、一体どれくらいこの政策によって固定資産税の増収効果があったのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 職員個人の固定資産税の中身ということについては言及は差し控えさせていただきたいと思いますが、新築で申しますと当市職員に限っていえばここ近年1名から3名の新築がなされているという現状がございますし、当該条例につきましては病院職員にも事実上適用され、また一部事務組合の職員の影響もあるというところについてはご理解を賜りたいと存じます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 きんの議論の中では独自政策という話であって、私は政策の議論はどいうのだということもお話ししたと思うのですけれども、政策としてやっていて、さらにそれによって効果が出たということであれば、政策とその効果の関係といえますか、それについてはある意味説明していただく必要があるのかなと思うのです。これが政策で行われている、その効果がこうであるというのは、やはり説明責任があるのかなと思うのですけれども、この手当を実施することによって定住人口がふえた、あるいは固定資産税がふ

えたと、きのうの議論でもあったのですけれども、その直接の因果関係といいますか、それについてはもうちょっと詳しく説明していただきたいと思うのですが、お願いいたします。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 資産税の増収及び市内経済効果への波及というところでご答弁申し上げているところがございますが、中古物件か新築かというところはあろうかと思えますけれども、新築の家屋が建設されることによって固定資産税が新たに増収になることは、これは歴然としておりまして、これも今回に限った状況ではなく、当市が昭和45年以降当該手当を支給している、その累積については積算はしてございませんけれども、そういった効果が生まれていることは、これはご理解いただける範囲かと思えますし、仮に新築とした場合に、今数千万円の建築費用というものがかかっている中、市内への経済効果が一定以上波及されるものというところもご理解いただける範疇かと考えてございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 新築すれば経済効果があるというのは当然わかるのですけれども、ただそれが投入額に対してどのくらいの効果というのはまた別問題だと思うのです。投入した額に対する効果が少なければ、それがきのうの議論でも政策だという話だったものですから、政策議論ということになるのですけれども、そういった部分のある程度の分析というか、投入効果が出ているのは間違いないのですけれども、効果に当たって投入額が適正なのかというのはまた別問題ですよ。その辺についてきちんと分析されているのかどうかについて、その視点からもう少し詳しくご説明いただきたいと思うのですが。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 具体的な金額については、一定の昭和45年以降の時間的な経過もございますので、これを一くりに総括して幾らの効果という算定はできませんし、一般的なご理解のところとして、こういった手当もあることが職員において自己の住宅の取得についての動機づけの一つになっているというところで、私たちは住宅政策の一環ということで当該制度を継続しているところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 政策というきのうのお話もありましたけれども、あくまでも概念的な効果ということであって、正確な経済効果が測定されているわけではないということだけ最後に確認したいのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 正確な額を算定しているところではございませんが、家が1軒建つということについては、これは一定の効果があるというところについてはぜひご理解をいただきたいと存じます。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、税条例の改正について質疑を行いますけれども、今回の税条例ほどわかりづらいものはないというか、非常に難解でした。ずっと追っかけていったのですけれども、書いてある内容がだんだんわからなくなってくるのです。ただ、税法の改正に伴っての市税条例の改正ですので、さらにその上には条約がかかっているのですけれども、端的にお伺いしますけれども、今回税法の改正なので、制度としてはこういったようなものはあわせて条例改正で入れるのですが、現実にこの改正によってうちのまちでこの対象になる方というのは、今現在影響を受ける方ということなのですけれども、出てくるのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 現状台湾において生じた利子所得ですとか配当所得、これを有している市民の方がいるかどうかというのは正直言って把握はしておりません。しておりませんが、現状今例えばいなくても、今委員さんおっしゃったように法の改正がなされた後にそういう取引なりをする方も出てくるかもしれないので、今回法の一部改正に合わせて条例の整備をさせていただきたいということでございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 もしかすると今後対象になる方が発生しないとも限らないですし、税にかかわるものですから、税法の改正に合わせて条例のほうも改正していくというのはわかるのですけれども、特に今改正に上がっている第2条のところなのですが、第2条のところと現在施行されている制定附則を見ると、それをそのまま当てはめてもわかりづらくて、最初は議案が間違っているのかなというふうに思ったのですけれども、よく追っかけてみると、第2条のところに平成25年条例第37号と書いてあって、実は平成25年の第4

回定例会でここは改正をしていると。ところが、施行日が平成29年4月1日なものですから、それが施行される前にまた国の法律が改正されて、さらに条例改正があって、施行前の附則が改正されているということがわかりました。これは決して税条例だけではないのでしょけれども、ただ現実に砂川ぐらいの自治体でいうならば、ほぼ国法の影響を受けて毎年のように変わっていくというのは市税条例以外はなかなか難しいのかなど。このように過去の条例が完全に施行される前に改正されてしまうと、これは議案の作り方にもよるのですが、今の現状の議案の出し方だと正直追っかけづらいというところもありますので、その辺今後はこの附属説明資料のところをもうちょっと詳細に書いていただきたいというふうに思いますし、今考えられるのは現在の税条例の中でも今後軽自動車税の関係のもの等も出てきますので、その辺今回の税条例の改正でわかりづらさがあるといったところはやっぱり認識されていると思いますので、その辺の改善等がもしできるのであれば改善をしていただきたいと思うのですが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 確かに委員さんおっしゃるように、この2条の改正については非常にわかりづらいというか、対象とするものが見えないということは確かにございます。これまでも、先般議決をいただきました徴収猶予の関係ですとか、あれについては近隣市町の動向を見きわめたいということで、施行日前ではありましたけれども、上程の時期を先送りした。それと、今の軽自動車税の関係の環境性能割を入れる時期ですけれども、これも北海道と減免規定を合わせる必要があるから、今のところは先送りしているということで手だてはしているのでありますが、税制改正によってやるときには他法、いろいろな法律と絡み合うものがありますので、それを安易に先送りすると、その間追っていく手間等を考えると改正漏れをしたりとかということも考えられますので、従前のおりやっしていきたいと思いますが、こういった条例が見えづらいというのは現実ですので、我々としては過去に提出させていただいた議案の写しを参考資料として添付をするですとか、いずれにしてもわかりやすい議案となるようなことで検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょっと確認だけさせていただきたいのですが、総括質疑の際のやりとりの中で、今回影響額が200万円以上になってくると、その後全てについては免除しているというようなお話もあったかなというふうに思っているのですが、その辺のところの確認なのですか、減額になっていても267万ほどはあるのだけでも、これも全部免除ということになっているのかどうかを確認させてください。

○委員長 増山裕司君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 影響額という形の中で総括質疑の中に質疑がありまして、回答させていただいたところでございます。あと減免の部分につきましては、減免の制度のお話でありましたので、減免につきましては免除する部分と減額する部分がございますということになります。それで、砂川市で減免している部分については免除という形になっておりますので、このほかに免除されている物件があるということになりますので、収入といたしましては267万程度の収入が27年度決算ベースでは見込めるという形になっているところでございます。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 1点だけお伺いしたいのですけれども、これは市のホームページにも出ていますけれども、警察との連携というのは当然必要になってくると思うのですけれども、具体的に警察との連携の方法、例えば協定を結ぶとか、いろんな書類を交わし合うとか、そういった形の連携の方法というのを何か検討されているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 警察との連携ということでご質問をいただきましたけれども、これにつきましては平成19年に国交省のほうより、警察庁と連携をとりまして入居、それから同居継承に係る情報提供ということで指針も出されていますし、警察庁のほうから通知が出ているということで、連携体制については従前よりとれているということで、現在も入居決定の前には照会をかけているというところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、この条例ができたから何か新たに警察との連携を強化するというのではなくて、これまでの流れの中で十分に対応できているということでよろしいでしょうか。

○委員長 増山裕司君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 今回一部改正をさせていただきましたけれども、入居後の部分が明文化されていなかったというところもあり、そちらを入居の際ではなく入居後も暴力団員となったときに排除できるというようなことをあえて明文化するというので今回改正をさせていただいたところであります。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 それはわかりました。

そうしますと、あとは入居者、あるいはその広報のあり方になると思うのですけれども、そうしますとこれまでのやり方と若干違うということで、広報の方法あるいは住んでいる方への周知の方法は若干変わってくると思うのですけれども、それについての広報のあり

方、周知のあり方については何か考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 周知方法等は、従前とは変わりません。要するに暴力団員を排除するという前提は変わりませんので、そちらについてはあえて周知を設けるということではなくて、入居する段階で既に暴力団員でないということを付しておりますので、入居後もそうなった場合にはというのが今回の条文であらわれますので、それについては問題がないというふうに考えております。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費についての質疑はありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 1点だけお伺いいたしますけれども、10目市民生活推進費の関係で、この季節になると必ず収支不足額補償金ということで出てきます。これも毎年聞いていることなので、大体中身的なものはわかっているのですが、確認したいのは、焼山線のバス運行に要する経費ということで485万4,000円ほど今計上されているのですが、焼山線はまたたしか通行どめのままだったと思うのですけれども、通行どめに伴う損失補償というか営業補償は、災害の復旧予算を通したときにはそこにバスが走っていないからそこは収支不足額が生じないというお話だったと思うのですけれども、今回新たに485万4,000円が計上されているという、その中身を教えてください。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、焼山線、8月に道道文珠砂川線が災害により通行どめになったというところでございまして、今回は平成27年の10月から28年9月まで、これは1年間、これはどの路線も共通しているのですけれども、この間の収支不足額ということでございますので、焼山線に関しましてはこの8月に通行どめになるまでの間の収

支不足額ということになります。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ちょっと時期がずれていたのですね、わかりました。

全体的に収支不足補償金という形で払っているのですけれども、割合的に見ると焼山線で37.3%、砂川市の負担です。上砂川線で41%、滝川美唄線で砂川市は39.8%、それから滝川奈井江線で砂川市は62.25%だということなのですが、率的に見ると、奈井江とかもバスが廃線されてしまうとやっぱり困ると思うのです。確かに滝川が起点で奈井江が終点だと砂川は間にあるのですが、滝川は中空知では大きな都市である反面、奈井江は砂川よりも小さな町なのですから、そういったところの公共交通を考えると色々な話し合いがされていると思うのですが、この負担割合というようなものというのは具体的に細かな基準というのは一体どういうところで決まっていますか。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、この負担割合につきましては、砂川市が関係する路線ということになりますが、これは行政区域というところで負担しております。この負担割合は、バス路線が走っているところの各市町の行政区域で案分した数字になります。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 単純に行政区域だけで考えると、当然真ん中を走っているわけですから、砂川市の負担がふえていくというのはわかるのですが、ただ一方で路線を維持しようと思ったら、やっぱり利用者がふえていただかないといけません。それは、決して行政面積だけの話ではなくて、例えば奈井江の方が滝川の大きな商業施設、あるいは砂川の病院に来るということになれば、その路線があるからそういったようなことに使える。代替するのは自家用車ですとか、タクシーですとか、JRとか、ほかにもありますけれども、いろんな交通手段がある中で外から大きなまちのほうに移動しようと思えば、単純に行政区域だけのところでなく利用者という視点も入れるならば、もうちょっと負担割合といったところは話し合いの余地があるのかなというふうに思うのですけれども、これは何か明確な国なりの基準があって、これをいじるとか、そういうようなものということはやっばりできないのですか。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 この負担割合につきましては、国とかの明確な基準があるということではなくて、バス事業者、関係市町の中で長年協議した中で決めてきたこととございます。

あと、もう一点、今奈井江線、美唄線、国道12号のお話もあつたのですけれども、奈井江線、美唄線でいいますと、これは滝川奈井江、滝川美唄ということになりますが、合わせて大体1日に360人ぐらい利用しています。このうち途中で下車する方もいますけれども、乗降の関係から見ますと、推定ですけれども、大体この半数ぐらいは砂川市民が

利用しているということと、もう一つ大きくは、滝川市、奈井江町、美唄市から乗ってくる方もいるのですが、この方たちについてはほぼ市立病院を利用するという観点でございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今回の最後のほうが非常に重要な話で、確かに利用している人は今現在は砂川市民が多いかもしれませんが、砂川市立病院へ患者さんに来てもらうとなれば、必ずその方が自家用車を使えるとは限らないわけですし、ご家族の方もいろいろな都合があると思います。それから、タクシーを利用するには普通のJRやバスよりもコストはやっぱりかかってしまう。JRも今はJR北海道さんがなかなか大変なので、普通電車の本数がかかなり少なくなってきた。そういうことを考えると、バスというのも市立病院に来ていただく交通手段としてはやっぱり必要な路線であろうかと思えます。

過去のこの話し合いの中で決まってきた負担割合ですけれども、地域公共交通というのは砂川市が単独だけで維持しようとしていけばなかなか難しいと思いますので、毎年のように収支不足額補償金という交渉のテーブルを持っていることもまた事実ですから、そこら辺は複数の自治体を交えていろんな地域公共交通の活用の仕方が出てくると思うのですけれども、その辺も含めて今後話し合っていくかといかないのかなというふうに思うのですが、ただ惰性的に前年度もこれぐらいでやったからことしもこれぐらいの割合でというのはなかなか難しいのかなと。当然協議しているのは原課ですから、毎年のように乗降率ですとか、いろんな情報は一番持っているわけですので、その辺というのをわかっていて予算を出してくるのしょうけれども、惰性でことしもこれぐらいの負担割合に基づいて、これぐらい落ち込みがあって、この予算を補償しますではなくて、そこはこうやって補正予算を出してくる上では、中でもしっかり協議をして、ほかの自治体とも負担割合についても協議の見直しをしていくというような位置づけをしていかないと、いつも大変なのはわかっていると皆さんおっしゃるのです。だけれども、なかなか妙薬はない、これもおっしゃるのです。結果的には、これも繰り返しになりますけれども、花月線も富平線も廃線になっていったと。そういうことにつながっていきますので、ぜひともこの辺というのはいろいろと、できるかできないかはやっぱり交渉してみないとわかりませんので、その辺も視野に入れていただきたいと思えますけれども、その点についてお考えがあればお伺いして質疑を終えます。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、バス路線というのは市民の足を確保する上で、まずはこれは何とか継続していきたいというものでございます。ただ、一方で、今は人口の減少だとかマイカーの普及とかで年々利用は減っています。また、このほかにも、雪が早く降ればバスに乗るというのはあるのですけれども、雪解けが早いとか雪が降るのが遅いということになりましたら、そこから徒歩、自転車の利用が多いということもあります。

あとこのほかにも最近の傾向としましては、バスの行きと帰りについて、行きについてはそれなりの乗降数で、帰りが減っているという状況でもあります。これは、分析というか、実際聞いたわけではないのですが、どうやら帰りの便は家族の方に迎えに来てもらっているというような状況もあり、なかなか利用の促進というのは難しい中ではございますが、定期的に関係市町とは協議をしておりますので、その点についてもまた協議は重ねていきたいと思っています。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私は、財産管理に要する経費で、これも総括である程度わかってきているのですが、福寿園の増床の用地として貸与するということが総括でわかりましたけれども、この土地は形状ばかりが複雑ではなく、起伏というか、段差も相当、南一線とそれから今現在ある福寿園という施設との間にもかなりの段差があるので、今後はこれを整備するというところのお金は出ていかないというお話も総括であったのです。そういう段差の解消みたいなのも全部わかっているの福祉会の対応なのかどうかをお伺いしたいのですが。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 土地の貸与に関しましては、砂川福祉会から提出されております要望については、この土地という3筆について貸与を希望するものということでの要望書をいただいております、当市の土地購入に関しましてその後の貸与ということまでということでは理解しているところでございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 あとは、要するに福祉会のほうがどういうふうな基礎を高くしていったらこちらの施設とつなげるのかどうかということについては、市のほうは関与しないとか、そういうふうな位置づけでよろしいのかどうかをお伺いします。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 今回要望いただいているのは、1月中までについて土地の貸借という形での要望書をいただいておりますので、今の時点において当市がその後の整地等について関与するということについては想定してございません。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この土地から福寿園のあり方まで聞いていくのはちょっと無理なので、ただこの土地というのは以前から、いわくと言ったら変な言い方ですが、南1丁目線の拡幅と含めて、残っているとか、残してあった土地ということになりまして、ここ全体を見るとほぼ南1丁目線の拡幅はないというような貸与の仕方のような気がするのですが、相当道路ぎりぎり、この地図でいけば南1丁目線は現状そのものの形状だと思えるのですが、その辺は考えながら全体の位置、今回貸与する、こちらが土地開発公社から買うというような面積になってきたのかどうかをお伺いしたいのですが。

も。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 現行要望にあった土地の地番が今回購入を予定しているところと昨日もご説明いたしましたもう一方所、56番の1の3筆ということで、これについてはそのまま貸与するというところでありまして、当市としてこれ以外の土地の分筆等について現時点で想定しているものはございません。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょっとお答えがなかったかなというふうには思うのですけれども、無理やりになるのかもしれないのですけれども、下の図面を見ると交差点ぎりぎりのところまで貸す形になっていますので、今後これ以上道路を広げようとしても広げられないような状況での貸与になるのかなというふうには思うのですけれども、別にこんなぎりぎりまで貸さなくても多分福祉会のほうとしては大丈夫なのではないかなというふうには思うのです。こうなってくると完全に南1丁目線の拡幅というのは、今は凍結なのですけれども、諦めたという状況を連想させてしまうのですけれども、その辺というのはこの貸与のときに何にも考えないで、地番だけでいっているのかどうかなのですけれども。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員の質疑に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

○委員長 増山裕司君 休憩中の委員会を再開します。

小黒弘委員の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 安田 貢君 今回の土地開発公社から購入するこの2筆の土地について、もう一筆を加えて福祉会に貸与いたしますけれども、現行お聞きしている福祉会の事業としてはこのスペース全てを使用するものではないということもお聞きしておりまして、南1丁目線の事業の実施の有無とはここは関連しないところということでご理解を賜りたいと存じます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 総括質疑の答弁のところからずっと貸与、貸与というお言葉が出てくるのですけれども、法律的な用語としては貸与というのはなかなかない言葉だと私は思っているのですけれども、福祉法人といえども民間は民間ですので、民間と市の財産との間で何らかの契約を取り交わすという形の中でどういう権利状況になるのかをお伺いしたいと思いますけれども。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 購入後の貸し付けにつきましては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づきまして、公共的団体において公共事業の用に供するときには無償で貸し付けることができるという規定がございますので、この条例に基づいての貸付契約を締結する予定でございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後に、今回2,000万ほどのお金で土地開発公社から買うということになっているのですけれども、この辺の根拠なのではございますけれども、結構な広さがあるものだし、なかなかいい場所でもあるので、私としては随分安く買わせてもらっているなというふうには思うのですけれども、ご承知のとおりで土地開発公社は赤字、火だるまの公社ですから、今回これで買うという根拠、ここのところをお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 今回の購入額につきましては、土地開発公社のほうで平成18年に当時の民間事業所から購入した際の費用がこの1,975万8,000円であったということから、その同額で市が購入する予定としているところでございます。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。12ページ、第2項徴税费、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。14ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。16ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費について質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、お伺いしますけれども、公衆浴場の関係は昨年も、ボイラーでしたか、破損したということで補助を出したという記憶があるのですが、今回は施設修繕補助ということで提案理由の説明があったのですけれども、こういったものに補助金として支出されるのかということをお伺いします。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今回の補助は、北海道と同額の補助になるのですけれども、今回の工事については風呂がまの更新に伴う新規の工事、取り付けです。去年の工事だったのでございますけれども、去年は11月ごろに急遽水漏れで営業ができないという状況になったのですが、かまが悪くなったのですけれども、そのかまの上の部分、そこから水があふれて出てきている。ただ、このかまも大体10年ぐらい使っているものですから、今まで何回も溶接はしてしのいできていたということなのではございますけれども、どうやらこの溶接にも限

界があって、新規の更新というのも検討したのですけれども、急な取りかえだったので、この風呂がまも受注生産ということで大体4カ月ぐらいかかるということでした。ただ、利用している方も1日20人、30人いるものですから、少しでも早期に解決したいということで、まずは去年の修繕は風呂がまの上の部分の溶接した。ただ、これだけでは足りなくて、水があふれるということですから、このほかに、水が入ってある一定の水位までいったら水がとまるという自動給水装置というのを設置しております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 去年もこの答弁の中で、市内に残る公衆浴場としては維持をしていかなければいけないというようなこともあって補助も決定していったと思うのですけれども、今のお話を聞くとかなり老朽化をしているので、今後どうなるかわからないのですけれども、直しても直してもまた次から次へと出てくると。つまり根本的に施設設備を更新しないと、修繕だけに頼っていくと限界があるというか、大変なのですけれども、一方で経営的なものもあるし、市がそこまで面倒を見られるかというような公平性の問題も出てくると思うのですけれども、今10年ぐらいとおっしゃったと思いますけれども、この補助金を出すことによってとりあえずは当面営業的なものとして、昨年度は応急的なものだったというようなことを私は受け取ったのですけれども、今回またこういう補助金を出して風呂がまを直すということなので、そうすると今後しばらくの間はこのような大がかりな補助を出して修繕をしていくというようなことがなくなるめどというのはつくのか、それとも今回もこれをまた出したはいいけれども、来年になってまた別の箇所が見つかりましたとかとなってしまうぐらいであれば、本来は予算を見るときに現地に行って多分見るといいますから、その辺というのも実際に経営されている方といろいろお話をしてきたと思うのですが、その辺というのはどうなっているのかというのを伺いたいと思います。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 去年の工事は先ほど委員さんがおっしゃいましたとおり応急措置として、今回は本人が負担する分もあるのですが、そこでめども立ったということで新しくかまを取りかえたということになります。あともう一つの要素として、かまだけではなくバーナー、お湯だきするものもあるのですけれども、ここはこういう設備につきましては北海道と市で定期的に補助を半分ずつしております。バーナーの取りかえについても、ここの風呂屋さんが平成25年に取りかえておりますので、今後はしばらく、ただ施設も古いですから、どこか簡易な修繕というのはあり得るかもしれませんが、やはり公衆浴場というのは必要だというふうに考えておりますので、その都度協議をしながら方向性を示していきたいと思っております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この種の補助の場合というのは、よく公園とか施設を整備するときには補助金を出してから何年間以内はその目的に使って、もしその目的が変われば補助金の返

還とかというのがあろうかと思うのですけれども、この種の補助というのはそれがどうなっているのか。つまり先ほどおっしゃられたのは1日大体20名から30名程度ということなのですけれども、普通に考えると、新聞記事にも昨年なりましたけれども、経営的にはかなり厳しいと思うのです。ですから、せっかく税金を使ってこういう補助をして、営業を継続していただくということはもちろんなのですけれども、ただ、今消費増税は見送られましたけれども、今後の消費動向によってはまた地域経済が冷え込むかもしれない。まして今どこのご家庭にもお風呂がついているところが圧倒的にふえてきているということを考えれば、この人数だけで経営的にやっていくというのは正直素人目に見ても厳しいとは思いますが、せっかく補助を出して存続をしてもらおうと思うことであれば、そういったようなことも、税金ですから、税金を支出するときには意識しないといけないと思うのですけれども、その辺は経営者の方と色々なお話というのはされていますか。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今設備、特定のものには風呂がまだとか、バーナーだとか、煙突だとか、こういう風呂に関係する新しい設備の補助は北海道と市で、限度額はありますけれども、2分の1補助しております。あとこのほかにも、公衆浴場というのは北海道の届け出がありまして、ただ公衆浴場は全道統一の料金でやってございます。その中でも、北海道と市で運営費として各20万、合計40万円です。運営費としても補助しているということもございます。ただ、委員さんおっしゃいますとおり、近ごろは皆さんお風呂がついているということではございますけれども、去年営業停止になって、いろいろ調べてみますと、お風呂がついていないところがまだ町場でございますので、これについては先ほど申しましたとおり、やはり必要だとは思いますが、協議をしていきたいと思っております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最後は確認ですけれども、この補助はそしたら給付ということでのいいのですか。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 運営費、給付です。そうです。これも同じようにそれぞれ条例に基づいて支出しているものでございます。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。18ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 宣伝誘致活動に要する経費ということで、提案説明の中ではレンタカーユーザーとか観光客の誘客を図るためにフリーペーパーに掲載するということがあったのですけれども、73万5,000円でどれぐらいの部数を発行して、どういったところに置

かかれているフリーペーパーになっていくのかというのを確認としてお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今回広告料として上げさせていただいているのは、JTBが発行するレンタカーユーザーなどを対象とした情報発信を行う「るぶFREEドライブ北海道」というフリーペーパーを考えております。こちらにつきましては、企画広告の事業主体は札幌市にあるデイリー・インフォメーション北海道という会社になりますが、年間約20万部を発行しております。配布先につきましては、全道のレンタカー会社、それと道の駅などで配布されております。今回は1ページを砂川の特集記事にするということで、この経費を計上しているところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 もう少し、掲載しているのが1ページ丸々砂川だということなのですけども、その中がどういったようなものであるのか。つまり今砂川では観光協会さんとかが新しい動画をPRするようなこともやっていたし、つい先般市長が、芸能人の方ですか、そういったような方の企画のインターネット中継に出て、砂川をPRすることを一緒に考えているというようなこともありましたけれども、せっかくこういったフリーペーパーに出して多くの方に目にとめていただけるのであれば、URLですとかアドレスなんかも一緒に紹介をする。あるいは、ただ砂川で今出している観光協会とか市のパンフレットではなくて、また何かそこには違ったものを一工夫加えるとかというのが必要になってくるのかなというふうに思うのですけれども、特にスマートインターを意識して、その利用を促すという意味合いも含めるならば、今回載せようとしているものにどういったようなものを考えられているのかと、先ほど言いましたけれども、今現在まさにネットで紹介されている砂川の動画等の紹介についても織り込んでいるのかどうかという2点をお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 内容につきましては、もちろん今後いろいろ打ち合わせをしてということになるかとは思いますが、レンタカーユーザーが札幌、旭川、富良野方面への移動の途中に砂川に寄っていただくような内容ということで、当然お土産や食事というようなお店の紹介等になるかとは思いますが。また、レンタカー利用者の場合当然高速道路を利用するというのも想定されますので、スマートインターをおりていただく、市内を回遊していただくというような内容にしていきたいというふうには考えております。その中で、現在リニューアル中の観光協会のホームページ、こちらのほうのアドレス、またはQRコードなどを掲載する形でこちらにつなげていくというふうを考えております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然砂川によそから来ていただいて、俗に言う外貨と言われるお金を落

としていただくとというのは一番我々にとっては望ましいですし、うれしいことなのですけれども、ただ一方で、本当にドライブ感覚で来る方というのはそこで消費をするのではなくて、景観、きれいな景色とか、そういったようなものを見に来られる方というのもいらっしゃると思いますし、これも札幌映像機構の担当者の方と回ったときに、我々地元の間人にとっては何の変哲もない風景、例えば代表的なものはループ橋です。ああいったようなものが、アートとして感性を感じる方もいらっしゃるわけですし、例えば北海道子どもの国で世界の七不思議というようなことでよくポスターなんかには掲示されていますけれども、例えばループ橋が1つぽこんと出るだけでも、ループ橋を取り上げた砂川のPRというのは多分ないと思うのです。でも、そういったようなものがなぜ砂川にあるのかという興味、疑問を抱かせるというか、砂川に行ってみたいというような内容のことも、せっかく広告をするのであれば、20万部も発行されるということですから、どれだけの方が手にとって、来ていただけるかというのはわかりませんが、あらゆる機会を使って貪欲にPRすることが必要なのかなというふうに思いますので、ここから質疑なのですけれども、今後協議していくということになるというような答弁が先ほどあったわけですから、ぜひとも市の中からもいろんな考えを出していただきたいと思いますのですけれども、そのお考えだけを伺って質疑を終わります。

○委員長 増山裕司君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今回の広告につきましては1ページという限られたスペースになりますので、いろいろ盛り込みたい記事などを広告会社と打ち合わせをしながら進めていこうとは考えておりますが、今回このフリーペーパーに掲載しますが、それ以外にもいろいろな場面で砂川の観光PRをしたいと考えておりますので、そういう場面を含めて検討していきたいと考えております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ごめんなさい、最後と言いましたけれども、最初に聞くのを忘れていたので、その大きさというのはどれぐらいか。つまり1ページと言われても、小さいものであれば載せられる情報量って限られてしまうので、その大きさがある程度のものであれば、今言った質疑が続いてくるのですけれども、市販されている商業誌とはまた違いますから、その辺についても伺いをして、今度こそ最後で終わります。

○委員長 増山裕司君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 冊子につきましては、こちらのものなのですけれども、210ミリ掛ける257ミリということになっております。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。20ページ、第10款教育費、第2項小学校費について質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 提案説明では北光小学校に言語障害児に対しての特別支援教室をつくるための改修工事ということだったのですけれども、確認させてください。

○委員長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今回の改修工事につきましては、現在知的と情緒、2名が特別支援でございます。この2学級プラス来年入学予定の言語の3学級ということで、3学級にするための改修費でございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 言語については多分市内小学校では初めての特別支援だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 現在平成28年で1カ所、空知太小学校に言語の特別支援学級がございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そうですか、ではこれで空知太と2カ所になるということなのですね。今まで砂川市の言語の関係というと、小学校に上がる段階で中央小学校にあることばの教室というのがほぼ受け入れる施設、これは中央小学校の教員がやっていると。ただ、ことばの教室というのは、前の西保育所ですか、の後、子ども通園センターと一緒にやっているとこの状況だと思っておりますけれども、そちらと、空知太も同じだと思っておりますけれども、どうして分かれて今までとは違う状況になっているのかをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 まず、特別支援学級につきましては、就学時健診も含めて、在学中も含めてそういう支障が出た場合に保護者の了解をとって特別支援学級に入る。これが特別支援学級でありますけれども、ことばの教室につきましては通常の学級に通いながら通級という形で通っている生徒でございまして、その部分で違うということでございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 知的あるいは情緒、それから身体という子供たちは、小学校から中学校に行くときも大体特別支援という形になると思っておりますけれども、中学校で言語障害というのは、これも今までないのかなというふうに思っておりますけれども、空知太、それから北光小学校で言語障害児に対する特別支援教室ができるということになると、当然みんな年齢が上がって成長していくことになるわけではすけれども、中学校になっても同じような言語障害児を入れる支援学級というのがつくられるということが前提での今回の北光小学校なのかどうかをお伺いします。

○委員長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 その児童のこれからの様子にもよりますけれども、過去には平成22年に両中学校で言語の特別支援教室がございました。それ以降についてはございませんが、基本的にそういう状況になれば言語の特別支援学級ということになります。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 私はハード整備の関係でお伺いしたいのですけれども、提案理由の説明の中で視聴覚室と図工室を間仕切りをすとか、そういったような改装工事をするということになるのですが、今回11月1日の砂川の教育の日にあわせて行われた地域参観で北光小学校のほうを見てきました。確かに児童の数は少なくても教室にも余裕があるとはいえ、もともと視聴覚室と図工室というのはその教室の特色があるわけですから、今回言語の障害を持った方に対応する部屋をつくるとなると、それを代替するような部屋というのは今現在教育委員会としては学校とどのように話し合われているのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 まず、視聴覚室でございますが、こちらのほうについては体育館横にあるミーティングルームを併用するというので学校と協議を終えております。また、図工準備室、こちらについては基本的に倉庫に近いというか、いろいろな作業の物が入っている状況でございますが、これらについては学校内の物品庫等を使いながら、そちらのほうに移動させて使うということで協議を終えております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 あとは実際に行われる工事の状況なのですけれども、具体的にどの程度の、完全に本当に部屋にしてしまうと、今後例えば壁とかを撤去するときにはまた多額の費用がかかったりとかすると思うのですけれども、一方で防音ですとか照度の問題、教室の照明の問題もありますので、教室が2つに分けられるということになると既存の照明設備等もまた変わってくると思いますし、放送設備にしても片方にはあって片方にはないというようなことにもつながりかねないので、その辺というのはこの工事によってどういう影響が出てくるのか、またどう対応していこうとしているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 まず、視聴覚室につきましては、真ん中から正式な壁をつくります。特別支援学級ですから、一つの教室として独立をさせるということで、特に照明関係でも、一つの教室になっていましたので、黒板側に向かって電気がつくような、そういうピンポイントの照明の角度というのがありましたけれども、それらも全部一斉に部屋を明るくするというのでLED化を進めて、一つの教室とするということで考えております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然今度入学される方は、小学生ですから6年間ということで、途中親御さんの転勤とか、そういったようなことがない限りは6年間はいらっしゃると思います

し、またその対象の方が通学区域内にあらわれたときはわかるのですけれども、先ほどの質疑でもありましたけれども、砂川って行政区域的には近隣よりはやや狭いとなったときに、今空知太小学校のほうでもいっちゃると、また今度北光小学校のほうにもできるということになっていけば、当然各通学区域内でそういう障害を持たれた方がまたあらわれたときに、またそこその学校で同じような工事をしていくのかということになれば、せっかくこれだけのお金をかけてしっかりした教室をつくるわけですから、その辺というのはまだ今後のことなので、どうなるかわからない。わからないからこそ、そういったようなことも想定して、こういった部屋を正式な部屋にするというようなことをおっしゃっていただきましたので、検討しないといけないと思うのですけれども、その辺の検討というのはどうなっているのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今回北光小学校の改修ということで上げさせていただきましたけれども、この地域につきましては現段階で平成30年度に知的のお子様が入ってくる、希望されているという状況がありますから、北光小学校につきましては、学年が違いますけれども、障害の種類が同じということでございまして、このまま平成30年も、見込みでありますけれども、3学級の特別支援教室ということで今回改修したところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 では、今後例えば砂川小学校、豊沼小学校、中央小学校とほかにも通学区域はあるのですけれども、今北側のほうには空知太小学校と北光小学校で対応できると。仮に、これは今これから入学してくる方というのは砂川市内の保育園、幼稚園から上がってくる方は把握できるでしょうけれども、途中転校されてくる方については把握できないわけですので、そうなると親御さんとかが北光小、空知太小学校の通学区域外であっても、やっぱり子供を受け入れるとなればそこで対応するしかないと思うのですけれども、その辺というのは、これは今ハード整備のところを出ているのですが、ハード整備をするということは当然それに係る人もきちんと手当てされているという理解でよろしいと思うのですけれども、その辺は人数が多少ふえても十分今の現状で対応できるという理解でよろしいですね。

○委員長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 現在小学校の状況でいきますと、北光小学校は1学年1クラスのみになっていきますので、今みたいな代替の施設を余裕教室を利用して改修をしていくというところでございますが、豊沼小学校、中央小学校、空知太小学校、こちらについては1学年2教室でつくっておりますが、現在1教室というか、1学級ということになっております。砂川小学校につきましては12学級、2クラスずつのつくりになっておりますけれども、こちらは今現在10学級ということになっておりますので、部屋の的には余裕

があるということで考えております。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。22ページ、第12款諸支出金、第2項特別会計繰出金、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。続いて、歳入に入ります。8ページから10ページについて質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 増山裕司君 以上で本委員会に付託されました議案第3号、第4号、第7号、第5号、第6号、第12号、第8号から第11号まで、第1号及び第2号の各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

皆様のご協力が無事に全ての議案を終了することができました。ご協力ありがとうございます。

いました。

散会 午前11時35分

委 員 長